

## 令和7年度分町県民税申告書の書き方

- 申告受付期間：令和7年2月17日(月)から3月17日(月)まで(土日祝日は休み)
- 受付会場：串本町役場 1階 会議室3  
※申告会場の受付時間及び旧古座分庁舎・各地区出張申告の開催場所・日時等については、1月に配布しているチラシをご確認ください。

**※0円申告の方、完成済み申告書を提出されるだけの方は、同封チラシをご確認ください※**

- 申告内容：令和6年1月1日から令和6年12月31日までの所得等
- 申告対象者：令和7年1月1日現在、串本町に住所を有する人  
(確定申告される方、給与所得のみで年末調整を済ませた方は除きます。)

表 令和7年度分 市町村民税 申告書

第五号の四様式 第二条関係

この申告書に提出する方は、市町村民税の申告書提出の必要はありません。

1 氏名、個人番号、生年月日、世帯主、世帯主との続柄、勤務先、電話番号を書いてください。

2 令和6年中の収入と所得を書いてください。

3 収入金額等

4 所得金額

5 所得から差し引かれる金額

6 所得調整控除

7 雑所得

8 総合課税の譲渡所得

9 一時所得

10 各種控除の計算根拠について書いてください。

11 社会保険料控除

12 国民健康保険税、国民年金保険料、国民年金基金の掛金、後期高齢者医療保険料、介護保険料の支払金額

### ～書き方の流れ～

- ①氏名、個人番号、生年月日、世帯主、世帯主との続柄、勤務先、電話番号を書いてください。
- ②令和6年中の収入と所得を書いてください。

#### 事業所得

◎**営業等所得**とは、小売業、製造業、建設業、理容業などの営業から生ずる所得や、医師、外交員などの自由職業又は漁業など農業以外の事業から生ずる所得のことです。

◎**農業所得**とは、米、野菜、花、果樹などの栽培若しくは生産又は農家が兼営する家畜、家きんなどの事業から生ずる所得のことです。

**不動産所得**とは、貸家、貸事務所、貸室、アパート、貸ガレージ、貸宅地、貸駐車場などから生ずる所得のことです。

**利子所得**とは、公社債や預貯金の利子、公社債投資信託等の収益の分配に係る所得のことです。

**配当所得**とは、株式配当、出資配当、剰余金の分配に係る所得のことです。また、配当所得の必要経費とは、株式を買ったり、出資したりするために借り入れた負債の利子などです。

**給与所得**とは、俸給、給料、賃金、賞与、歳費やこれらの性質を有する給与に係る所得のことです。所得金額は、次ページの「給与所得の速算表」により計算してください。

※給与所得と公的年金所得の両方を有する方は、次ページの「所得調整控除」を計算の上、給与所得からさらに差し引いて所得欄に記入してください※

#### 雑所得

◎**公的年金**とは、国民年金、厚生年金、共済年金、恩給などの所得のことです。所得金額は、この資料ウラ面または、申告書付録の「公的年金等の雑所得速算表」により計算してください。

◎**業務・その他**とは、副業で得た収入(業務)や、生命保険の個人年金(その他)など、他の所得に分類できない所得のことです。なお、生活に使っていた物の売却による所得は申告しなくてかまいません。

**総合譲渡所得**とは、船舶、機械、漁業権、貴金属など土地・建物等以外の資産の譲渡から生ずる所得のことです。総合課税の譲渡所得の必要経費とは、譲渡した資産の取得費(償却後)や譲渡に要した費用です。なお、「短期」とは保有期間が5年以内、「長期」とは保有期間が5年を超える資産の譲渡です。

**一時所得**とは、懸賞の賞金品、競馬や競輪の払戻金、損害保険の満期返戻金などの所得のことです。一時所得の必要経費とは、例えば一時金として受け取る生命保険金の場合、実際に支払った掛金の合計額です。

③各種控除の計算根拠について書いてください。計算方法や詳細な条件は次ページ参照。

**社会保険料控除**は、あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することとなっている健康保険料、国民健康保険税、国民年金保険料、国民年金基金の掛金、後期高齢者医療保険料、介護保険料の支払金額

- 2 -